



最近の健康関係施策の 動きについて ～厚生労働省～

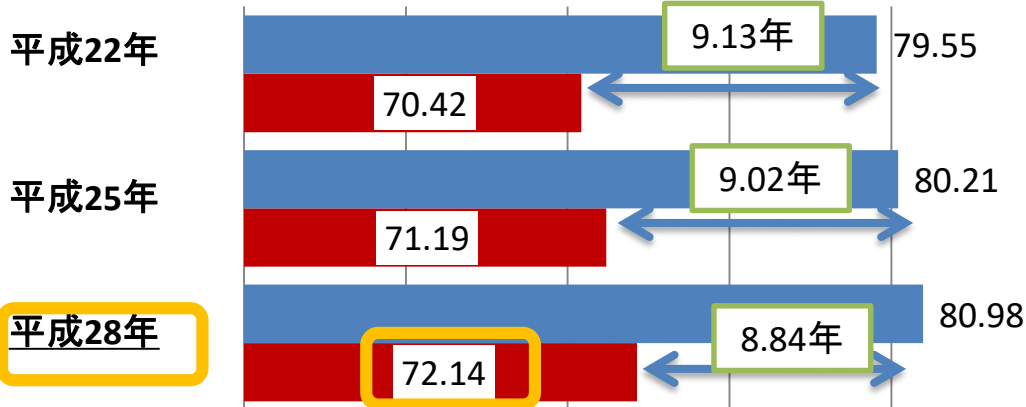
平成31年2月20日

厚生労働省 健康局健康課
課長補佐 木下 博詞

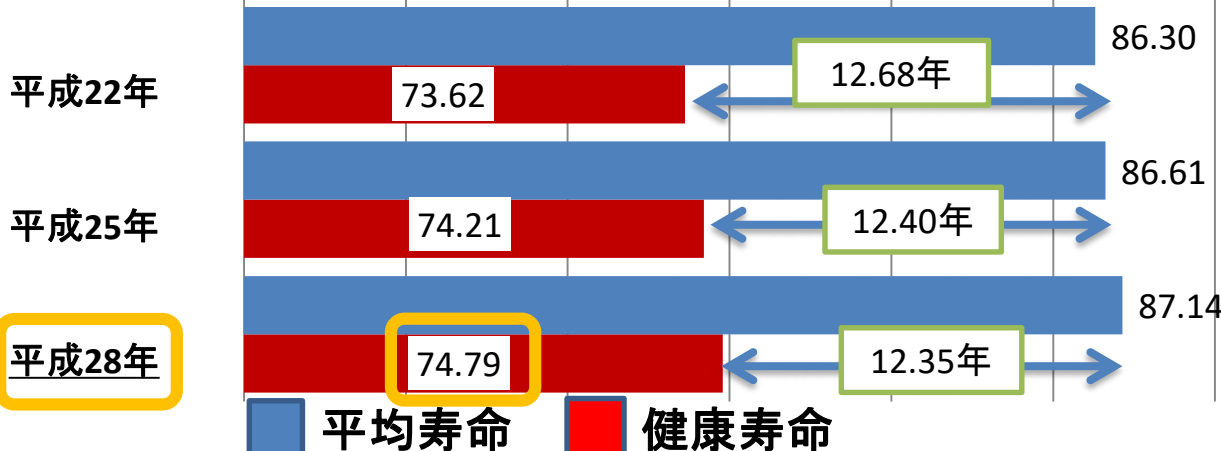


健康寿命とは：日常生活が制限されることなく生活できる期間

男性



女性



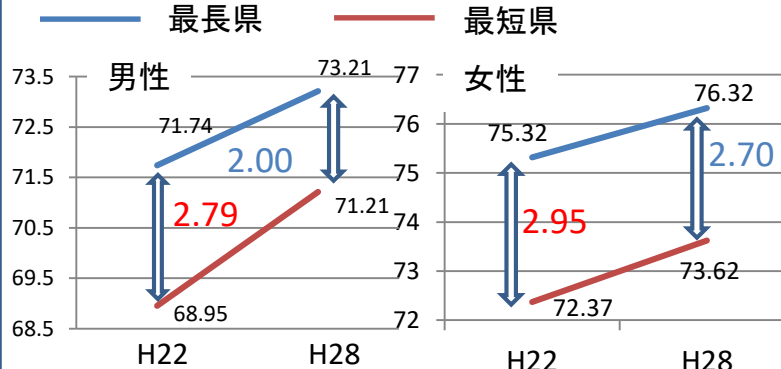
平均寿命 (Blue bar) 健康寿命 (Red bar)

○ 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

H22からの増加分	男性	女性
健康寿命	+1.72	+1.17
平均寿命	+1.43	+0.84

○ 都道府県格差*の縮小

*日常生活に制限のない期間の平均の都道府県格差



健康寿命は全体として延伸しており、格差も縮小している。

※ 厚生労働科学研究費補助金：健康寿命及び地域格差の要因分析及健康増進対策の効果検証に関する研究（研究代表者 辻一郎）において算出。

※ 平成28年（2016）調査では熊本県は震災の影響で調査なし。

※ 健康寿命を用いたその他の主な政府指標

・健康日本21（第二次）の目標：平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（平成34年度）

・日本再興戦略及び健康・医療戦略の目標：「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸」

・一億総活躍プランの指標：「平均寿命を上回る健康寿命の延伸加速を実現し、2025年までに健康寿命を2歳以上延伸」

【資料】

○平均寿命：厚生労働省「平成22年完全生命表」「平成25年簡易生命表」「平成28年簡易生命表」

○健康寿命：厚生労働省「平成22年/平成25年/平成28年簡易生命表」
厚生労働省「平成22年/平成25年/平成28年人口動態統計」
厚生労働省「平成22年/平成25年/平成28年国民生活基礎調査」
総務省「平成22年/平成25年/平成28年推計人口」

より算出

我が国における健康づくり運動

1980
1990
2000
2012

S53～ 第1次国民健康づくり
健康診査の充実
市町村保健センター等の整備
保健師などのマンパワーの確保

S63～ 第2次国民健康づくり
～アクティブ80ヘルスプラン～
運動習慣の普及に重点をおいた対策
(運動指針の策定、健康増進施設の推進等)

H12～ 第3次国民健康づくり
～健康日本21～
一次予防の重視
健康づくり支援のための環境整備
具体的な目標設定とその評価
多様な実施主体間の連携

H25～ 第4次国民健康づくり
～健康日本21(第2次)～



- H15 健康増進法の施行**
- H17 メタボ診断基準(関係8学会)
- H17 今後の生活習慣病対策の推進について (中間とりまとめ)
- H18 医療制度改革関連法の成立
- H19 健康日本21中間評価報告書
- H20 特定健診・特定保健指導 開始
- H23 「スマート・ライフ・プロジェクト」開始**
- H30 健康日本21(第2次)中間評価
- H30 健康増進法の改正<受動喫煙対策強化>

健康日本21(第二次)の概要

健康増進法 第7条

厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

健康日本21<第二次>

厚生労働省告示第430号



健康日本21

健康の増進に関する基本的な方向

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

健康日本21(第二次)に掲げる具体的な目標

○ 5つの基本的方向に対応して、53項目にわたる具体的な目標を設定する。

基本的な方向	具体的な目標の例 (括弧内の数値は策定時)	直近の実績値 (H28)	目標
① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小	○日常生活に制限のない期間の平均の延伸 (男性70.42年、女性73.62年)	男性 72.14年 女性 74.79年	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 (がん、循環器疾患、糖尿病、COPDの予防)	○75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 (84.3(10万人当たり)) ○高血圧(収縮期平均血圧)の改善 (男性138mmHg、女性133mmHg) ○糖尿病合併症の減少(16,247人)	76.1(10万人当たり) 男性136mmHg、女性130mmHg 16,103人	73.9(10万人当たり) 男性134mmHg、女性129mmHg 15,000人
③ 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上 (心の健康、次世代の健康、高齢者の健康を増進)	○自殺者の減少(23.4%(人口10万人当たり)) ○低出生体重児の割合の減少(9.6%) ○低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制(17.4%)	16.8% 9.4% 17.9%	19.4% 減少傾向へ 22%
④ 健康を支え、守るための社会環境の整備	○健康づくりに関する活動に取り組み自発的に情報発信を行う企業登録数の増加(420社)	3751社	3000社
⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善	○食塩摂取量の減少(10.6g) ○20~64歳の日常生活での歩数の増加 (男性 7841歩、女性6883歩) ○週労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少(9.3%(15歳以上)) ○生活習慣病のリスクを高める量(1日当たり純アルコール摂取量男性40g、女性20g以上)の飲酒者割合の減少(男性15.3%、女性7.5%) ○成人の喫煙率の減少(19.5%) ○80歳で20歯以上の歯を有する者の割合の増加(25%)	9.9グラム 男性7769歩、女性6770歩 7.7% 男性14.6%、女性9.1% 18.3% 51.2%	8グラム 男性9000歩、女性8500歩 5% 男性13.0%、女性6.4% 12% 50%

健康日本21(第二次)推進専門委員会 中間評価報告書について

4段階で評価

策定時の値と直近値を比較

- 「a 改善している」のうち、現状のままでは最終評価までに目標達成が危ぶまれるものを「a*」と記した。
- 「d 評価困難」は、設定した指標又は把握方法が策定時と異なることによる。

a 改善している

b 変わらない

c 悪化している

d 評価困難

5つの基本的な方向毎の進捗状況

- ① 健康
 - aの達成率:100% (2/2);内a*の項目数0
 - ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - aの達成率:50.0% (6/12);内a*の項目数3
 - ③ 社会生活機能の維持・向上、社会参加の機会の増加
 - aの達成率:58.3% (7/12);内a*の項目数3
 - ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
 - aの達成率:80.0% (4/5);内a*の項目数0
 - ⑤ 生活習慣の改善及び社会環境の改善
 - aの達成率:59.1% (13/22);内a*の項目数6
- ⇒ 全体でのaの達成率(再掲除く):60.4% (32/53);
内a*の項目数12

十分に改善を認めた主な項目

項目	策定時	目標	直近値
健康寿命	男性:70.42年 女性:73.62年 (2010年)	延伸 (2022年)	男性:72.14年 女性:74.79年 (2016年)
健康寿命の都道府県差	男性:2.79年 女性:2.95年 (2010年)	縮小 (2022年)	男性:2.00年 女性:2.70年 (2016年)
糖尿病コントロール不良者の減少	1.2% (2009年)	1.0% (2022年)	0.96% (2014年)
自殺者の減少 (人口10万人あたり)	23.4 (2010年)	19.4 (2016年)	16.8 (2016年)
健康格差対策に取り組む自治体の増加	11都道府県 (2012年)	47都道府県 (2022年)	40都道府県 (2016年)

改善が不十分な主な項目

項目	策定時	目標	直近値
メタボリックシンドローム 該当者・予備群の数	約1,400万人 (2008年)	25%減少 (2015年)	約1,412万人 (2015年)
肥満傾向にある子供の割合	男子:4.60% 女子:3.39% (2011年)	減少 (2014年)	男子:4.55% 女子:3.75% (2016年)
介護サービス利用者の増加の抑制	452万人 (2012年)	657万 (2025年)	521万人 (2015年)
健康づくり活動に主体的に関わっている国民の割合の増加	27.7% (2012年)	35% (2022年)	27.8% (2016年)
成人の喫煙率の減少	19.50% (2010年)	12% (2022年)	18.30% (2016年)

健康日本21(第二次)中間評価における評価の結果

<評価> a:改善している(*現状のままでは最終目標到達が危ぶまれるもの) b:変わらない c:悪化した d:評価困難

全体目標

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

a:改善している・健康寿命の延伸・健康格差の縮小

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
<p>a:改善している</p> <ul style="list-style-type: none"> 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少* がん検診の受診率の向上* 脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少 高血圧の改善 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上* 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少 	<p>a:改善している</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺者の減少 メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加* 小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加 健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子どもの割合の増加* ロコモティブシンドロームを認知している国民の割合の増加 低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制 足腰に痛みのある高齢者の割合の減少* 	<p>a:改善している</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域のつながりの強化 健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業登録数の増加 健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加 健康格差対策に取り組む自治体の増加
<p>b:変わらない</p> <ul style="list-style-type: none"> 脂質異常症の減少 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 糖尿病合併症(糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数)の減少 糖尿病の治療継続者の割合の増加 糖尿病有病者の増加の抑制 COPDの認知度の向上 	<p>b:変わらない</p> <ul style="list-style-type: none"> 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少 適正体重の子どもの増加 介護保険サービス利用者の増加の抑制 高齢者の社会参加の促進(就業又は何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加) 	<p>b:変わらない</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加
	<p>d:評価困難</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上 	

⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標

栄養・食生活	身体活動・運動	休養	飲酒	喫煙	歯・口腔の健康
<p>a:改善している</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加* 	<p>a:改善している</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加 	<p>a:改善している</p> <ul style="list-style-type: none"> 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少* 	<p>a:改善している</p> <ul style="list-style-type: none"> 未成年者の飲酒をなくす 妊娠中の飲酒をなくす* 	<p>a:改善している</p> <ul style="list-style-type: none"> 成人の喫煙率の減少* 未成年者の喫煙をなくす 妊娠中の喫煙をなくす* 受動喫煙の機会を有する者の割合の減少* 	<p>a:改善している</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯の喪失防止 乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加
<p>b:変わらない</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正体重を維持している者の増加 適切な量と質の食事をとる者の増加 共食の増加 	<p>b:変わらない</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活における歩数の増加・運動習慣者の割合の増加 	<p>b:変わらない</p> <ul style="list-style-type: none"> 睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少 	<p>b:変わらない</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 	<p>c:悪化した</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯周病を有する者の割合の減少 	<p>b:変わらない</p> <ul style="list-style-type: none"> 口腔機能の維持・向上

「スマート・ライフ・プロジェクト」

参加団体数：

4,637団体 (H31.2 現在)



「健康寿命をのばそう！」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動。参画企業等と協力・連携し、「運動」、「食生活」、「禁煙」、「健診・検診の受診」について、アクションの呼びかけを行い、更なる健康寿命の延伸を推進しています。

<事業イメージ>



<健康増進普及月間イベント～ナイトヨガ>



たばこの煙を
なくして、
食べて、
歩いて、
いきいき健康大使

厚生労働省

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」の開催
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開
- 「いきいき健康大使」による、各種イベント等での健康づくりの呼びかけ

企業・団体・自治体

社会全体としての国民運動へ

健康増進普及月間の実施について

○ 厚生労働省では、生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての国民一人ひとりの理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、毎年9月1日から30日までの1か月間を健康増進普及月間とし、種々の行事等を全国的に実施。

○ 平成30年度健康増進普及月間では、

「1に運動 2に食事 しっかり禁煙最後にクスリ～健康寿命の延伸～」

をテーマとし、各種対策を推進していく。

ポスターの作成等により健康増進に関する普及啓発



※今年度はスマートライフプロジェクト推進キャラクターとして草薨剛氏を起用

各自治体及び関係団体への協力依頼

〈活動内容の例示〉

- ・テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得た広報
- ・各自治体の広報紙、関係機関及び関係団体等の機関紙、有線放送、インターネット等の活用による広報
- ・ポスター、リーフレットによる広報
- ・健康増進に関する各種講演会、研修会、シンポジウム等の開催
- ・ウォーキング等の運動イベントの開催
- ・地域別、年代別に応じた健康増進のための行動目標、スローガン等の公募及び発表
- ・住民主体のボランティアグループ等を通じた情報提供の推進
- ・健康相談、食生活相談及び栄養改善指導







↑ 健康保険組合連合会 広島連合会ブース
脳年齢測定を実施

↓ 協会けんぽ 広島支部ブース
血管年齢測定を実施



第7回 健康寿命をのばそう！アワード《生活習慣病予防分野》

《生活習慣病予防分野》では、従業員や職員、住民に対して、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組をしている企業・団体・自治体を表彰（厚生労働大臣賞、スポーツ庁長官賞、厚生労働省局長賞）

平成30年度の第7回では、73件（企業31件、団体26件、自治体16件）の応募を受け、有識者による評価委員会で審査・選出された取組事例から決定

厚生労働大臣 最優秀賞

住友生命保険相互会社
健康増進を軸としたCSVプロジェクト
～Vitalityで健康寿命の延伸を目指す～

厚生労働大臣 優秀賞

〈企業部門〉 ヤマトグループ・ヤマトグループ健康保険組合
〈団体部門〉 特定医療法人 丸山会丸子中央病院
〈自治体部門〉 福井県

スポーツ庁長官 優秀賞

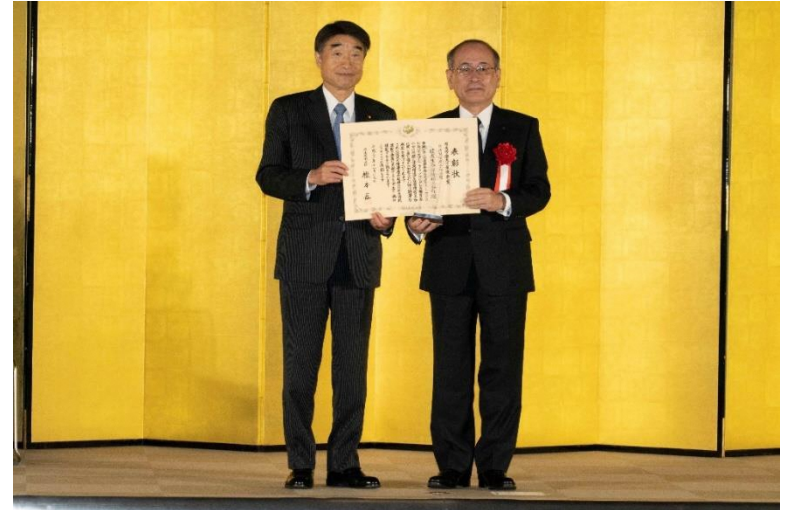
〈企業部門〉 株式会社NTT東日本-関信越
〈団体部門〉 社会福祉法人聖隷福祉事業団 浜松市リハビリテーション病院
〈自治体部門〉 富山県

厚生労働省健康局長 優良賞

〈企業部門〉 株式会社両備システムソリューションズ、ブラザー工業株式会社
〈団体部門〉 医療法人社団清幸会行田中央総合病院、鳥取県生活協同組合連合会、コープデリ生活協同組合連合会
〈自治体部門〉 健康ますだ市21推進協議会（島根県）、牛久市（茨城県）、知多市（愛知県）、生駒市（奈良県）

厚生労働省保険局長 優良賞

五光建設株式会社、公益財団法人福岡労働衛生研究所



第7回 健康寿命をのばそう！アワード <生活習慣病予防分野>

企業・団体・自治体等の名称： ヤマトグループ・ヤマトグループ健康保険組合

取組・活動名：
目指せいきいき健康家族！～ライフスタイルに合わせた主婦健診のベストミックス～

取組アクション： 適度な運動 適切な食生活 禁煙・受動喫煙防止 健診・検診の受診 その他

プロジェクトウェブサイトURL : <http://www.ytckempo.or.jp/>

【実施内容の概要(背景や目的、方法、成果、意義を文章主体で簡潔にまとめてください。わかりやすくまとめるための記号使用可)】

【取組み実施の目的・背景】

被保険者(社員)の特定健診受診率は定期健康診断と同時に実施し、ほぼ100%の受診率であるのに対し、被扶養者の受診率は低く、生活習慣病や各疾病の早期発見の観点から、受診率向上は当健保にとって喫緊の健康課題となっています。

当健保の特定健診対象被扶養者の大半は、日頃、家事・育児等にとっても忙しい主婦です。

被扶養者の健診未受診者に対し実情把握のアンケートを実施したところ、受診しない(できない)原因は、「受診しやすい環境(機会)」と、健診に対する正しい知識が十分でないこと」との結論となり、以下の取り組みを企画実施しました。

【方法】 -ライフスタイルに合わせた健診の提供と、健診に対する正しい知識の普及-

1. ライフスタイルとニーズに合わせた受診環境(機会)の整備 <健診のベストミックス>

- (1) 受診機会と選択肢の拡大 (被保険者の職場や巡回会場、健保連集合健診と連携し健診場所の拡大を図る)
- (2) 会場・健診項目の選択が可能 (ライフスタイルとニーズに対応:しっかりコース・お手軽コースなど)
- (3) 付加価値向上と動機づけ (各がん検診と組合せ、インセンティブ付与)

2. 受診機会の周知(受診勧奨)

- (1) 特定層向けアプローチ (39歳到達者へ次年度の受診動機づけ案内、未受診者の被保険者(社員)へ受診依頼通知など)
- (2) あらゆるアプローチの活用 (機関紙、電話、DMなど)
- (3) 未受診者へ電話受診勧奨

3. 無関心層対策

- (1) 被保険者(社員)・事業主(会社)からの働きかけ 等

4. 健診結果の正しい理解・フォロー

- (1) 受診者へ健診結果に応じたアドバイス冊子の配布 (来年度への動機づけ)

【成果】 -受診率向上&無関心層減少-

- 1. 被扶養者受診率向上 【2013年-2017年度比 12.3%向上】
- 2. 受診人数増加 【2013年-2017年度比 3,539人増加】
- 3. 無関心層(5年以上未受診者)の減少 【2013年-2017年 1,343人減】

【意義】 -主婦の健康は家族みんなの健康！社会全体の健康へ寄与-

家族の要である「主婦」の健康リスクは、顕在化すると被保険者の就業をはじめ、家族全体に影響します。その観点から主婦の健診受診率向上は重要な課題であり、被保険者・事業主とも協働できる取り組みです。また、特別な仕組みづくりは不要で、「被扶養者特定健診の受診率向上」が課題となっている他健保にも波及可能な取り組みであり、社会全体の健診受診率向上に寄与する事ができます。

取組・事業の概要がわかる写真や表、図：

▼ 見やすくわかやすい「健診案内」



<ライフスタイルに合わせた健診コースを提供>

▼ 受診者の立場に立った「受診勧奨案内」

<被保険者(社員)経由の案内> <39歳到達者への案内>



<受診券付きの圧着案内>



プロジェクト KDS健康経営プロジェクト

受賞者 熊本KDSグループ

所在地 〒861-8003 熊本市北区楠6丁目6番25号

電話 096-338-6956

URL <http://www.k-ds.net/>

E-mail kdsstaff@k-ds.net

取組・事業の概要と特徴

KDS健康経営プロジェクト ～生涯現役を目指しての健康づくり～

【取り組みの背景】

生活習慣病を放置していた結果、二人の同僚を亡くした悲しい経験から「自分たち自身の健康といのち」に向き合おうと取り組んだ。また、健康で元気、やる気のある絶好調社員で構成される会社こそが、今後成長する企業の1番の要因であるとの経営者の判断が背景にある。

【取り組み内容】

- ①健康診断データ管理と事後処理管理
- ②ベジファーストのサラダと社食の提供
- ③禁煙(敷地内全面禁煙施行・禁煙推進手当)
- ④メタボ対策の運動
- ⑤健康に関する勉強
- ⑥ストレスレスの環境づくり

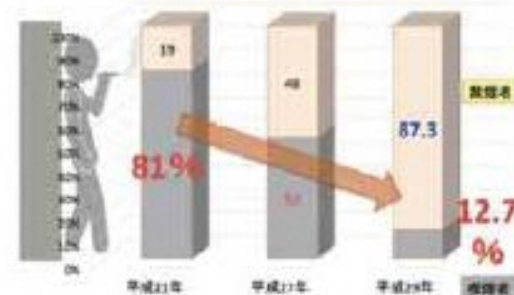
【成果】

禁煙に関してはH21年81%だった喫煙率を H29年には12.7%まで減少、健康診断の生活習慣病に関するデータ(血圧・BMI・腹囲)の改善が65%以上となった。糖尿病の数値改善、アレルギー性鼻炎の克服などの報告もある。

【意義】

生活習慣病と向き合うことで、自分たちの“いのちをまもる”ことを学び、①各自が早期発見早期治療に動き出したこと、②生活の中で健康意識を高めることができたこと③自分の成功体験を語り「健康づくりインフルエンサー」となり波及効果を生み出し、社会の中で「健康寿命をのばすツール」になっていることを実感、社会貢献ができて喜びを感じている。

喫煙率の変化



- 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、近年、高齢者の「若返り」が見られ、就業率が上昇するなど高齢者像が大きく変化。
- 国民誰もがより長く元気に活躍できるよう、全世代型社会保障の構築に向けて、厚生労働省に「**2040年を展望した社会保障・働き方改革本部**」（**本部長：厚生労働大臣**）を立ち上げ、引き続き、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めるとともに、以下の取組を推進。
 - ① **雇用・年金制度改革等**
 - ② **健康寿命延伸プラン**
 - ③ **医療・福祉サービス改革プラン**

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革】

- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
 - 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化
 - 中途採用の拡大
 - 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大、私的年金（iDeCo（イデコ）等）の拡充
- ※あわせて、地域共生・地域の支え合い等を推進

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】

※来夏を目途に策定

- 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
 - ・疾病予防・重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】

※来夏を目途に策定

- 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

誰もがより長く元気に活躍できる社会を目指して ～健康寿命の更なる延伸～

- 誰もがより長く元気に活躍できる社会を目指して、「①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進」、「②地域・保険者間の格差の解消」の2つのアプローチによって、「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等」、「疾病予防・重症化予防」、「介護予防・フレイル対策、認知症予防」の重点3分野に取り組み、健康寿命の更なる延伸を図る。
- その際、「新たな手法」や「基盤整備」の強化により、政策の実効性を高めていく。
 新たな手法 → 健康な食事や運動ができる環境整備や、居場所づくりや社会参加による役割の付与等を通じた「自然に健康になる社会」の構築、行動経済学等の理論やインセンティブの活用による「行動変容を促す仕掛け」など
 基盤整備 → 幅広い関係者が一体となって取り組む体制の構築・強化やデータヘルス、研究開発の促進 など

①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進

②地域・保険者間の格差の解消

新たな手法

自然に健康になる社会

健康な食事や運動ができる環境整備

居場所づくりや社会参加の推進による役割の付与

行動変容を促す仕掛け

行動経済学等の理論（ナッジ理論等）の活用

インセンティブの活用

重点3分野

次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等

疾病予防・重症化予防

介護予防・フレイル対策、認知症予防

基盤整備

データヘルス

医療・介護関係者
保険者

地域住民やボランティア

自治体・保健所

幅広い関係者が一体となって取り組む体制の構築・強化

企業・経済団体
運動や飲食等の団体・関係者

関係省庁・団体

その他

研究開発

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

2019年
7月1日
施行

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道

- ・国会、裁判所等

* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要） 経営判断により選択



経営判断等

2020年
4月1日
施行

【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能 喫煙可能(※)



- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 - ② 客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など


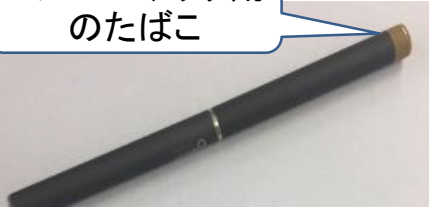

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行

加熱式たばこの沿革

- 現在、我が国で販売されている加熱式たばこは、「iQOS」、「Ploom TECH」、「glo」の3種類。
- **最初に販売された製品でも販売開始は2014（平成26）年11月であり、いずれの製品も販売されてから間もない状況。**

<p>主な製品</p>	<p>iQOS (アイコス) 【フィリップモリス社】</p>  <p>アイコス用のたばこ</p>	<p>Ploom TECH (プルームテック) 【JT】</p>  <p>プルームテック用のたばこ</p>	<p>glo (グロー) 【フレイッシュ アメリカン タバコ社】</p>  <p>グロー用のたばこ</p>
<p>たばこ葉使用の有無</p>	<p>たばこ葉を使用</p>		
<p>法令上の取扱い</p>	<p>たばこ事業法における喫煙用の「製造たばこ」</p>		
<p>販売状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2014年11月、名古屋とミラノで販売開始。 ○ 2015年9月、日本で全国展開。 ○ 現在、イギリス、カナダ、ドイツ等で販売。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2016年3月、福岡で販売開始。 ○ 2017年6月、東京で販売開始。 (2018年上半期に、日本で全国展開予定。) ○ 現在、スイス、アメリカ（一部の州）等で販売。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2016年12月、仙台市で販売開始。 ○ 2017年7月、東京、大阪で販売開始。 同年10月、日本で全国展開。 ○ 現在、スイス、カナダ、韓国、ロシア等で販売。

- 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

（参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年		2020年		
7月25日	1月24日	7月1日	9月（ラグビーW杯）	4月	7月（東京オリパラ）
法律公布	一部施行①（国及び地方公共団体の責務等） （公布後6ヶ月以内で政令で定める日）				
	一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） （公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日）			全面施行（上記以外の施設等） 2020年4月1日	

受動喫煙対策に係る支援措置、周知啓発について

支援措置

【予算措置等】

- 飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用の助成を行う。【平成31年度予算(案):33.3億円(平成30年度予算額:33.3億円)】

<参考> 助成の概要(平成30年度実施内容)

・助成率:1/2(飲食店は2/3) ・上限額:100万円

・助成対象:以下の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など

①喫煙室の設置・改修、②屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修、③換気装置の設置など(宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ)

- 屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

【税制上の措置】

- 中小企業等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(※)について、飲食店等において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。【平成31年政府税制改正大綱において、2年間延長することとされた。】

(※)商業・サービス業・農林水産業活性化税制

<参考> 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の概要

経営改善の取組を行う商業・サービス業等(注1)の中小企業等の設備投資を後押しするため、一定の要件を満たした経営改善設備(注2)の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)又は税額控除(7%)(注3)の適用を認める措置。

注1) 対象者は、租税特別措置法上の中小企業等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1,000人以下の個人事業主

注2) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備が対象

・ 器具・備品(1台又は1基の取得価額が1台30万円以上)

・ 建物附属設備(1台の取得価額が60万円以上)

注3) 税額控除の対象は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る

周知啓発等

- 国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発等を行う。【平成31年度予算(案):10億円(平成30年度予算額:9.2億円)】

「女性の健康週間記念イベント」 開催概要

《開催概要》

- 日時：平成31年3月4日(月) 13:00～14:40
 - 主催：厚生労働省・経済産業省
 - 場所：イトーキ東京イノベーションセンターSYNQA ※100人規模
(東京都中央区京橋3-7-1 相互館110タワー 1-3F)
 - 内容：今、求められる女性の健康への取り組みについて【仮】
- ## 《当日プログラム》

13:00 開会

13:00 主催者挨拶 ～ 大口善徳厚生労働副大臣

＜第一部：基調講演＞

13:05 有識者による講演：「今知ってほしい、女性の健康」(仮)

かわしま めぐみ

川島 恵美(花王株式会社 人財開発部門健康開発推進部 全社産業医)

13:20 有識者による講演：「働く女性が陥りがちな健康問題について」(仮)

ほそかわ もも

細川 モモ(一般社団法人ラブテリ代表理事)

13:35 企業の取組についての説明
株式会社イトーキ (担当者)

＜第二部：パネルディスカッション＞

13:50 パネルディスカッション：～これからの女性の健康に必要なこと～(仮)

ファシリテーター：天明麻衣子 (フリーアナウンサー)

登壇者：細川 モモ

川島 恵美

安座間 美優(モデル・女優)

伊達 佳内子(ミスワールド2018日本代表)

14:25 質疑応答、登壇者によるまとめ・メッセージ

14:35 閉会挨拶 ～ 経済産業省

14:40 閉会



キュレーション・ステージ

■ 登壇者候補プロフィール (案) 「女性の健康週間記念イベント」

ファシリテーター・MC

天明麻衣子 (てんめい・まいこ) 氏



フリーアナウンサー

東京大学在学中は、「テストの花道」という番組で、子供たちに勉強のノウハウを教える。卒業後はNHK仙台で、2年間キャスターとして活動。ニュースや情報番組、ラジオの音楽番組やリポーターなど、幅広く経験。外資系投資銀行での勤務やスペイン暮らしを経て、2015年夏からフリーアナウンサー。クイズ番組や経済番組に出演。

基調講演

細川 モモ (ほそかわ・もも) 氏



予防医療コンサルタント
一般社団法人ラブテリ代表理事

10代で両親が末期がん患者になったことから予防医療に関心をもち、以後7年間、サンフランシスコやニューヨーク、ロンドンに通い続け、大学や学会に定期的に参加。2009年春に、日本で“知るべき知識と得るべき機会を普及することで大衆の健康を守る”Public Health を普及させるため、医療・健康・食の専門家によるプロフェッショナルチーム「Luvtelli (ラブテリ) Tokyo&NewYork」を日本とニューヨークで発足させ、大学、病院、企業などと共同で研究、論文発表を続けている。14年には三菱地所と共同で東京・丸の内には「まるのうち保健室」をオープン。11~15年、ミス・ユニバース・ジャパン・オフィシャルトレーナー

伊達佳内子 (だて かなこ) 氏

ミスワールド2018日本代表



2018年度ミス・ワールド世界大会での社会貢献活動審査部門では、感染症をテーマとして、世界大会参加国数118カ国のうちトップ25に選ばれた。HIV対策や性感染症問題、貧困による早婚問題などの社会貢献活動に取り組んでいる。

基調講演

川島 恵美 (かわしま めぐみ) 氏



花王株式会社 人財開発部門
健康開発推進部 全社産業医

2010年産業医科大学卒業。初期研修終了後、滋賀医科大学産科学婦人科学講座にて後期研修を行う。「就労女性の健康を産業医の立場から支援したい」という思いから産業医の道へ。産業医科大学産業医実務研修センターで修練した後、2014年から花王株式会社に産業医として従事。

安座間 美優 (あざま・みゆう) 氏



モデル・女優
1986年12月26日生まれ

出身地：沖縄県
法政大学キャリアデザイン学部卒業
セブンティーン、non-no、CanCam専属モデルを経て、2014年からはAneCan専属モデルとして活動中。ファッション誌の他にも、TVやイベントなど多方面に出演し、モデルのみならず、キャスター・女優としても活動の場を広げている。2008年から3年間、NTV「ズームイン!! サタデー」でお天気キャスターを、2013年にはMCとして初のレギュラー番組に出演するなど、新しいことに挑戦し続けている。

「女性の健康週間記念サブイベント ～健康寿命をのばそう！サロン～」 開催概要(案)

《開催概要》

- 日時：平成31年3月4日(月) 14:50～16:30
- 主催：厚生労働省・スポーツ庁・スマート・ライフ・プロジェクト
- 場所：イトーキ東京イノベーションセンターSYNQA ※ 100人規模
(東京都中央区京橋3-7-1 相互館110タワー 1-3F)
- 内容：今、企業に求められる女性の休養へのアプローチについて【仮】

《当日プログラム》

- 14:50 開会
- 14:50 開催挨拶 ～ 斎藤 敏一 (スマート・ライフ・プロジェクト推進委員会 委員長)
- 14:55 有識者による講演：「スタンフォード式最高の睡眠(特別編)」(仮)
にしの せいじ
西野 精治(スタンフォード大学医学部精神科教授)
- 15:25 各企業の取組についての説明(各約5分程度・・・帝人株式会社・株式会社O:(担当者)・株式会社ニューロスペース・ライオン株式会社など)
- 15:45 パネルディスカッション：～健康寿命のばそうサロン(働く女性の睡眠の質の向上について今からできること)～(仮)
ファシリテーター： 天明麻衣子 (フリーアナウンサー)
- 登壇者：西野 精治
安座間 美優(モデル・女優)
伊達 佳内子(ミスワールド2018日本代表)
等
- 16:15 質疑応答、登壇者によるまとめ・メッセージ
- 16:25 閉会挨拶 ～ スポーツ庁(予定)
- 16:30 閉会



キュレーション・ステージ

■ 登壇者候補プロフィール (案) 「女性の健康週間記念サブイベント～健康寿命をのばそう！サロン～」

ファシリテーター・MC

天明麻衣子 (てんめい まいこ) 氏



フリーアナウンサー

東京大学在学中は、「テストの花道」という番組で、子供たちに勉強のノウハウを教える。卒業後はNHK仙台で、2年間キャスターとして活動。ニュースや情報番組、ラジオの音楽番組やリポーターなど、幅広く経験。外資系投資銀行での勤務やスペイン暮らしを経て、2015年夏からフリーアナウンサー。クイズ番組や経済番組に出演。

伊達佳内子 (だて かなこ) 氏

ミスワールド2018日本代表



2018年度ミス・ワールド世界大会での社会貢献活動審査部門では、感染症をテーマとして、世界大会参加国数118カ国のうちトップ25に選ばれた。HIV対策や性感染症問題、貧困による早婚問題などの社会貢献活動に取り組んでいる。

基調講演

西野 精治 (にし の せいじ) 氏



スタンフォード大学医学部
精神科教授

大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎出身。1982年、大阪医科大学卒業。1987年、早石修ERATOの睡眠プロジェクトによりスタンフォード大学睡眠センターで慢性の原発性過眠症であるナルコレプシーの病態生理・病因の解明の研究に主として携わる。2000年、ヒトでのナルコレプシーの主たる病態生理の発見の中心的役割を果たす。2005年よりスタンフォード睡眠・生体リズム研究所の所長に就任。2007年よりスタンフォード大学精神科教授。

安座間 美優 (あざま・みゆう) 氏



モデル・女優

1986年12月26日生まれ
出身地：沖縄県
法政大学キャリアデザイン学部卒業
セブンティーン、non-no、CanCam専属モデルを経て、2014年からはAneCan専属モデルとして活動中。ファッション誌の他にも、TVやイベントなど多方面に出演し、モデルのみならず、キャスター・女優としても活動の場を広げている。2008年から3年間、NTV「ズームイン!!サタデー」でお天気キャスターを、2013年にはMCとして初のレギュラー番組に出演するなど、新しいことに挑戦し続けている。

受動喫煙対策推進
マスコット

「けむいモン」



ご清聴ありがとうございました。